

解体撤去工事における事故・トラブル等の 事業部会等への速報を含めた報告ルール(案)

事故・トラブルに関する事業部会や監視委員会及び関係者等への速報は、報告項目を①トラブルの概要、②人身への影響、③環境への影響、④解体撤去工程への影響として、発生時点の評価レベルを記入し、以下の様式で報告する。後日、詳細が正確に判明した時点で正式評価を実施し、定例の事業部会及び監視委員会等で報告する。

なお監視委員会への報告は、開催事務局である地元行政と協働で行う。

<速報様式>

PCB処理事業所 事故・トラブル速報

年 月 日

トラブル の概要					
発生場所				日時	月 日 時頃
影響 の評 価 レ ベル	人身	3	2		1
	環境	3	2		1
	解体撤去工程	3	2		1

人身等の影響などの評価は、現時点での暫定評価です。正式評価で変更となる場合があります。

<評価基準表>

評価 レベル	人身への影響		環境への影響3)	解体撤去工程への影響3)
	暫定評価1)	正式評価2)		
3	人身事故・重大な労働災害（死亡災害、入院加療等）に相当するもの	人身事故・重大な労働災害（死亡災害、3週間以上の入院加療等）に相当するもの	事故等が発生したことにより、法令で定めた基準を超える有害物質が外部に排出され、又は排出のおそれが生じた場合	1カ月以上の遅延が生じる、又はそのおそれがある場合及び下記2のただし書きを達成できないもの
2	休業災害又はPCB曝露に関するもの	休業災害（休業4日以上のもの）となるもの	排出管理目標値超過又はそのおそれが生じた場合	1週間以上、1カ月以内の遅延が生じる、又はそのおそれがある場合。ただし、予定期限内に完了見込みの場合を除く。
1	評価レベル3及び2に該当しないもの	評価レベル3及び2に該当しないもの	評価レベル3及び2に該当しないもの	評価レベル3及び2に該当しないもの

- 1) 暫定評価：トラブルの発生後、速報として関係者に報告するもの
- 2) 正式評価：正確な詳細が判明した時点で行う評価であり、定例の委員会等や関係部局に報告するもの
- 3) 環境や解体撤去工程への影響の評価についても、速報では暫定評価を行い、調査等の後、上記と同様に正式評価を行う。正式評価で暫定評価から内容が変更される場合がある。